

第197回 全経簿記検定試験 上級 一 会計学一 解説

模範解答・予想配点・解説等は、学校法人高橋学園が独自の見解によって作成しており、検定試験実施機関における本試験の解答並びに出題の意図を保証するものではありません。なお、予告なしにその内容を変更する場合がございます。ご理解いただいたうえで、ご利用ください。

問題1 正誤問題

<参照規定>

1. 「企業会計原則」注解 16
2. 「企業会計原則」注解 20

《補足》

問題文の「老朽品」という表現は、「老朽品」の誤植であると思われる。

3. 「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」8項、12項、15項
4. 「役員賞与に関する会計基準」3項、9項
5. 「金融商品に関する会計基準」9項

《補足》

上記基準では「譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していないこと」と規定されており、問題文の「～満期日以前に買戻す権利及び義務を～」とは異なっているが、いずれにしても「買戻す権利及び義務を有していない」という点では変わらないため、誤植と捉えて、本解答では誤っていないものとした。

6. 「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」第三・二、同注解 8
7. 「税効果会計に係る会計基準」第二・一・2及び4
8. 「外貨建取引等会計処理基準」一・2・(1)③
9. 「企業結合に関する会計基準」34項
10. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」14項

問題2 理論問題（継続性の原則、会計方針の変更）

問1 語句補充

企業会計原則注解 3 参照

問2 正当な理由による会計処理の原則又は手続の変更の例

会計処理の原則又は手続（会計方針）の変更とは、従来採用していた会計方針から、他の会計方針に変更することであり、次の2つに分類される。（「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」4(5)、5項参照）

- (1) 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更
- (2) (1)以外の正当な理由による会計方針の変更

正当な理由と、会計処理の原則又は手続（会計方針）の変更例には次のようなものがあり、これらを組み合わせることで解答すればよい。

《 正当な理由 》 ・新しい会計基準の公表 ・組織再編（子会社化）などに伴う処理の統一化 など	×	《 会計方針の変更例 》 ・棚卸資産の評価方法を先入先出法から総平均法へ ・売上高の計上基準を検収基準から出荷基準へ など
--	---	--

**問3 正当な理由による変更には当たらないと判断される根拠**

会計基準等の改正以外での会計方針の変更の場合、次の2つの要件を満たせば、正当な理由と認められる。（「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」6項参照）

- ① 会計方針の変更が企業の事業内容又は企業内外の経営環境の変化に対応して行われるものであること
- ② 会計方針の変更が会計事象等を財務諸表に、より適切に反映するために行われるものであること

インフレーションという事象が上記①の要件に該当すると思われるが、先入先出法から移動平均法への変更は、単に利益の減少操作のために行われると考えられ、②の要件には該当していないと考えられる。

**問4 継続性の原則が「真実な報告」に貢献する理由**

同一の会計事実に対して、画一的な会計処理を強制することは望ましくない。例えば、備品の減価償却には定額法を用いることを強制すると、定率法、生産高比例法などの他の方法を用いることができず、企業の実情を忠実に表現できない可能性がある。

そのため、同一の会計事実に対して複数の会計処理が認められ、企業が実情に応じて選択することができる（これを「経理自由の原則」とよぶ）。その結果、企業が選択した会計方針によって行った正しい会計処理は「真実な報告」といえるが、それは「絶対的な真実（処理結果がひとつ）」ではなく、「相対的な真実（処理結果は複数）」である。

しかし、その選択適用を無条件に認めると、企業が不正な利益操作を行う可能性があるため、企業の利益操作を防止するために、継続性の原則が必要となり、これを遵守することで、利益操作の余地がなくなるため、「真実な報告」に貢献するといえる。

**問題3 理論問題（連結会計）**

**問1 支配従属関係を判断する基準**

持株基準：親会社が議決権過半数（50%超）を所有しているかどうかで子会社の判定を行う

支配力基準：親会社が意思決定機関を実質的に支配しているかどうかで子会社の判定を行う

従来は、客観的で恣意性が介入しない持株基準が採用されていたが、議決権の所有割合が50%以下であっても、事実上その会社を支配しているケースがあることや、意図的に連結の範囲から外して利益調整を行うケースがあることなどから、現行では、実態を反映するために支配力基準が採用されている。なお、この変更に伴って、「少数株主持分」は「非支配株主持分」と呼称が変更された。

**問2 支配が一時的と認められる企業**

支配が一時的とは、当連結会計年度において支配に該当しているものの、直前連結会計年度において支配に該当しておらず、かつ、翌連結会計年度以降相当の期間にわたって支配に該当しないことが確実に予定されている場合をいう。

直前連結会計年度	当連結会計年度	翌連結会計年度以降
× 支配に該当していない	○ 支配に該当する	× 支配する予定がない

**問3 セグメント情報が果たす役割**

セグメント情報とは、売上高、利益（又は損失）、資産その他の財務情報を、事業の構成単位（セグメント）に分割した情報をいう。財務諸表や連結財務諸表の提供する情報を補完し、多角化した事業活動の内容や経営環境に関する有用な情報を提供するために、セグメント情報を開示する。

本問においては、親会社の業種である製造業と、子会社の業種である金融業が別々のセグメントとして報告されるため、金融子会社を連結の範囲から除外しなくても誤解を招かない。